

令和5年9月吉日

各 位

橘学苑中学校・高等学校PTA
会 長 広瀬 繁

「PTA団体傷害保険」について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、PTA活動にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、橘学苑中学校・高等学校PTAでは、PTA活動中の不慮の事故に備え、「PTA団体傷害保険」に加入しております。以下に、保険の内容についての説明を付しますので、ご確認いただけると幸いです。

万一、PTA活動中に事故に遭遇した場合には、各委員長又は担当教諭を通じて本部役員までご連絡ください。後日、保険金請求に必要な書類を送付いたします。

【保険責任の範囲】

被保険者が、PTA会員の属するPTAの管理下においてPTA行事（PTAが指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の往復中を含む）に参加している間に被った被害について担保する。（日本国内における事故に起因するものにかぎる）

ただし、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の定めるところにより給付対象になりうるべき傷害事故は不担保とする。

- 1 PTAの管理下とは、PTAの指揮、監督および指導下をいう。
- 2 PTA行事とは、PTAが企画、立案し主催または共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て決定されたものをいう。

【保険内容】

1名あたりの保険金額	死亡・後遺傷害	333.4万円
入院 1日あたり	5,000円	
通院 1日あたり	2,500円	
手術 1回あたり	最高 50,000円	(内容による)
その他、補償内容の詳細は、約款に準ず。		

【引受会社】 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

【引受代理店】 日産プリンス神奈川販売株式会社

【保険期間】 令和5年6月26日から令和6年6月26日午後4時まで